



鳥取県公報

令和6年5月31日（金）
第9600号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（369）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出（370）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（371）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定自立支援医療機関の指定（372）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（373）（園芸試験場）・・・・・・・・・・ 3
	介護医療院の開設の許可（374）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（375）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（376）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 4
◇ 公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況（県民課）・・・・・・・・・・ 4
	個人情報の保護に関する法律等の運用状況（〃）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	落札者の決定（東部地域振興事務所）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜933-1	令和6年4月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
わかさ薬局	八頭郡若桜町大字若桜926-13	令和6年4月1日
桔梗堂薬局	米子市東福原三丁目8-1	〃
ウェルネス薬局米原店	米子市米原五丁目11-29	令和6年5月1日

鳥取県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地及び訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
株式会社ちいき けあ山陰	米子市米原六丁目5-47	ホームベースドケア訪問 看護ステーション	米子市米原六丁目5-47	令和6年4月 1日

鳥取県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
民本医院	米子市旗ヶ崎七丁目25-28	令和6年3月31日

医療法人社団常松医院	米子市福市574-5	〃
船木歯科医院	西伯郡大山町塩津313-1	〃
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	令和6年4月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桔梗堂薬局	米子市東福原三丁目8-1	令和6年3月31日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜358-1	令和6年4月1日

鳥取県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
S o p h i a 合同会社	米子市和田町638-6	ひかり訪問看護リハ ビリステーション	米子市和田町638-6	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	令和6年3月 1日

鳥取県告示第373号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

鳥取県園芸試験場長 池 田 隆 政

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社

地方卸売市場倉吉花き市場株式会社

地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場

鳥取中央農業協同組合

鳥取西部農業協同組合

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

開設者の名称又は 氏名	介護医療院の名称	介護医療院の所在地	許可年月日	サービスの種類
社会医療法人仁厚 会	介護医療院ふじい	倉吉市山根43	令和6年6月1日	介護医療院サービス

鳥取県告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社プレマスペース	鳥取市田園町三丁目335-2	ばにーに湯梨浜店	東伯郡湯梨浜町大字旭27	就労継続支援A型	令和6年4月30日

鳥取県告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6	ニチイケアセンター米子東	米子市上福原三丁目8-1	重度訪問介護	令和6年6月14日
〃	〃	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町二丁目113	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンターながえ	米子市永江560	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンターみのかや	米子市二本木1124-1	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター両三柳	米子市両三柳323-1	〃	〃

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開示請求に係る決定等

(1) 総括表

	請求件数	処理件数
合計	340	357

内訳	前年度からの繰越	新規受付	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	形式不備	取下げ	処理中
	15	325	191	55	6	42	2	0	34	27

(2) 実施機関別

実施機関	処理状況	請求件数		処理件数							
		前年度からの繰越	新規受付	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	形式不備	取下げ	処理中
	小計	13	184	137	2	2	22	0	0	12	23
知事（知事部局）	政策戦略本部	0	6	2	0	0	0	0	0	0	4
	輝く鳥取創造本部	0	4	3	0	1	0	0	0	0	0
	総務部	2	9	6	0	1	3	0	0	0	1
	危機管理部（危機管理局）	0	9	7	0	0	0	0	0	2	0
	地域社会振興部（地域づくり推進部）	6	19	11	0	0	1	0	0	2	11
	福祉保健部	0	26	14	0	0	8	0	0	1	3
	子ども家庭部（子育て・人財局）	0	11	10	0	0	0	0	0	0	1
	生活環境部	0	14	12	0	0	1	0	0	1	0
	商工労働部	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産部	2	11	8	0	0	3	0	0	1	1
	県土整備部	0	8	5	0	0	0	0	0	3	0
	会計管理部（会計管理局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中部総合事務所	1	2	2	0	0	0	0	0	1	0
	西部総合事務所	2	58	53	0	0	4	0	0	1	2
	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0
	令和新時代創造本部	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0
交流人口拡大本部	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
知事（企業局）		0	3	2	0	0	1	0	0	0	0
教育委員会		1	40	21	11	3	7	0	0	8	1
公安委員会		0	2	0	1	0	0	0	0	1	0
警察本部長		1	72	15	37	1	10	1	0	13	2
選挙管理委員会		0	11	9	0	0	1	0	0	0	1
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者		0	12	6	4	0	1	1	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県住宅供給公社		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県土地開発公社		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

公益財団法人鳥取県造林公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「開示請求」とは、条例第6条第1項に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の開示請求に対し2件以上の開示決定等がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

2 審査請求に係る裁決等

(1) 総括表

内訳	請求件数		処理件数							
	前年度からの繰越	新規受付	審 理 中	諮問中	未裁決	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ
合計	27		27							
	17	10	8	7	3	0	1	7	1	0

(2) 審査庁別

審査庁	処理状況	請求件数		処理件数							
		前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ
知事（知事部局）		5	5	5	3	0	0	0	1	1	0
知事（企業局）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		3	3	1	2	3	0	0	0	0	0
公安委員会		7	1	0	1	0	0	1	6	0	0
警察本部長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県住宅供給公社		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県土地開発公社		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県造林公社		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県教育文化財団		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県文化振興財団		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「審査請求」とは、条例第18条の3第1項に規定する開示請求に係る開示決定等又は不作為に係

る審査請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の審査請求に対し2件以上の裁決等がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

3 審査請求に係る諮問、答申等

(1) 諮問に応じ調査審議する機関

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会

(2) 処理状況

合計	諮問件数		処理件数					取下げ
	22		22					
計	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				0
				認容	一部認容	棄却	却下	
	13	9	9	0	2	9	2	0

(注) 1件の諮問に対して2件以上の答申等の処理がなされることがあるため、諮問件数と処理件数は必ずしも一致しない。

鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第28条の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の各実施機関における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開示請求等に係る決定等

(1) 保有個人情報の開示請求に係る開示決定等

ア 総括表

	請求件数		処理件数							取下げ	処 理 中
	2,459		2,461								
内訳	前年度からの繰越	新規受付	開示する旨の決定		開示しない旨の決定				1	7	
			開 示 請 求	即 時 開 示 請 求	全 部 開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在			存 否 応 答 拒 否
	2	2,457	2,412	37	0	2	0	2			
	61	2,396	16	2,396							

イ 実施機関別

実施機関	前年度からの繰越	請求件数		処理件数							取 下 げ	処 理 中
		開示請求	即時開示請求	開示する旨の決定		開示しない旨の決定						
				全 部 開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	形 式 不 備			
知事（知事部局）	0	133		125		4	0	1	0	2	0	1
		21	112	13	112							
知事（企業局）	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0							
教育委員会	2	2,103		2,097		5	0	1	0	0	0	3
		9	2,094	3	2,094							
公安委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0

		0	—	0	—							
警察本部長	0	134		103		28	0	0	0	0	1	3
		31	103	0	103							
選挙管理委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
人事委員会	0	82		82		0	0	0	0	0	0	0
		0	82	0	82							
監査委員	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
労働委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
収用委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
海区漁業調整委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
内水面漁場管理委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
病院事業管理者	0	4		4		0	0	0	0	0	0	0
		0	4	0	4							
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	1		1		0	0	0	0	0	0	0
		0	1	0	1							
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							

(注1) 「開示請求」とは、法第76条第1項の規定による開示請求のうち、条例第14条第1項の規定による開示決定の期限の特例が適用されないものをいう。

(注2) 「即時開示請求」とは、法第76条第1項の規定による開示請求のうち、条例第14条第1項の規定による開示決定の期限の特例が適用されるものをいう。なお、当該特例の適用がある保有個人情報と定めていない実施機関にあっては、「即時開示請求」及び「即時開示」の欄の件数を「—」としている。

(注3) 1件の開示請求に対して2件以上の開示決定等がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(2) 保有個人情報の訂正請求に係る訂正決定等
請求なし

(3) 保有個人情報の利用停止請求に係る利用停止決定等
請求なし

2 審査請求に係る裁決等

(1) 保有個人情報の開示決定等に係るもの

ア 総括表

内訳	請求件数		処理件数							
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
合計	2		2							
	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0

イ 審査庁別

審査庁	請求件数		処理件数							
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ
知事（知事部局）	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注1） 「審査請求」とは、法第106条第1項に規定する審査請求をいう。以下同じ。

（注2） 1件の審査請求に対して2件以上の裁決等がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(2) 保有個人情報の訂正決定等に係るもの
請求なし

(3) 保有個人情報の利用停止決定等に係るもの
請求なし

3 審査請求に係る諮問、答申等

(1) 諮問に応じ調査審議する機関
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会

(2) 保有個人情報の開示決定等に係るもの
ア 総括表

合計	諮問件数		処理件数					
	1		1					
内訳	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				取下げ
				認 容	一部認容	棄却	却下	
	0	1	0	0	1	0	0	0

イ 諮問団体別

処理状況 諮問団体	諮問件数		処理件数					取下げ
	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				
				認容	一部認容	棄却	却下	
鳥取県	0	1	0	0	1	0	0	0

(注) 1件の諮問に対して2件以上の答申等の処理がなされることがあるため、諮問件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(3) 保有個人情報の訂正決定等に係るもの

諮問なし

(4) 保有個人情報の利用停止決定等に係るもの

諮問なし

4 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等

(1) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

ア 募集年度 令和5年度

イ 提案の募集期間 令和6年2月27日から同年3月27日まで

ウ 提案等の件数及び処理状況 提案なし

(2) 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

5 保有死者情報の提供依頼に係る提供等

(1) 総括表

内訳	依頼件数		処理件数						取下げ	処理中
	前年度からの繰越	新規受付	提供する旨の通知		提供しない旨の通知					
			全部提供	部分提供	不提供	不存在	存否応答拒否	形式不備		
合計	0	27	12	11	1	3	0	0	0	0

(2) 実施機関別

実施機関	依頼件数		処理件数						取下げ	処理中
	前年度からの繰越	新規受付	提供する旨の通知		提供しない旨の通知					
			全部提供	部分提供	不提供	不存在	存否応答拒否	形式不備		
知事(知事部局)	0	27	12	11	1	3	0	0	0	0
知事(企業局)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

会										
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人鳥取環境大学	提供制度なし									

(注1) 「保有死者情報の提供依頼に係る提供」とは、条例第7条の規定を参酌し、遺族又は子孫からの提供依頼に係る保有死者情報を提供することをいう。

(注2) 1件の提供依頼に対して2件以上の提供通知等の処理がなされることがあるため、依頼件数と処理件数は必ずしも一致しない。

6 個人情報更正の再申出に対する処理

条例附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例による改正前の鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第30条第4項の規定による処理の状況については、次のとおりである。

実施機関	再申出件数	処理結果
教育委員会	1	一部の是正を認める

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月31日

鳥取県東部地域振興事務所長 藤 田 美 奈 子

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給
 予定使用電力量（供給期間総計）2,545,236 キロワット時
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 令和6年5月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
 東京都中央区日本橋二丁目11-2
- 5 落 札 金 額 88,210,296円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 令和6年3月11日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県東部地域振興事務所東部振興課
 及び所在地 鳥取市立川町六丁目176